

小規模保育事業者の認可 及び利用定員について

平成30年度第3回 三田市子ども審議会
(平成31年3月20日)

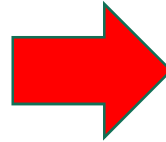
1. 認可の概要

認可の必要性

子ども・子育て支援新制度において、小規模保育事業をはじめ家庭的保育事業等を行う場合は児童福祉法の規定に基づき市町村長の認可を受けなければならない。

認可申請後の手順

- ①市条例で定める基準
- ②児童福祉法第34条の15第3項の基準
- ③審議会の意見を聴くこと。



認可

基準

- ① 三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 児童福祉法第34条の15第3項の基準

小規模保育事業の設備及び運営に関する主な基準 (A型)

	0歳児	1歳児	2歳児
保育従事者の資格	保育士	保育士	保育士
必要保育士数	乳児3人に1人	幼児6人に1人	幼児6人に1人
乳児室・保育室等の面積	3.3㎡／人	3.3㎡／人	1.98㎡／人
屋外遊戯場	—	—	3.3㎡／人
給食	自園調理(連携施設からの搬入も可能)		
職員	① 保育士 ② 調理員 (連携施設からの搬入の場合は不要) ③ 嘱託医		
必要な設備	① 便所 ② 調理設備		

屋外遊戯場については、事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。

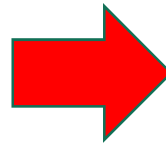
2. 確認制度の概要

確認とは

子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業を行う施設・事業者が給付などの支給対象となるためには、給付の実施主体である市町村から確認を受ける必要がある。その上で、支給認定を受けた子どもは、確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができる。

確認

- ・「利用定員」の設定
- ・運営に関する基準への適合



施設型給付
地域型保育給付
の対象

利用定員

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではない。

3. 審議の必要性

○ 「児童福祉法」では、「認可」をしようとするときは、あらかじめ、審議会を設置している場合その意見を聴かなければならないとされている。

児童福祉法
(家庭的保育事業等)
第34条の15

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 「子ども・子育て支援法」では、「利用定員」を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関、もしくは、子どもの保護者等の意見を聴かなければならないとされている。

子ども・子育て支援法
(特定地域型保育事業者の確認)
第43条

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4. 三田市の利用定員設定に関する基本的な考え方

① 利用定員の区分(4区分)

- 1号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 2号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 3号認定子ども：0歳と1・2歳を区分して定める。

② 原則、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を反映して設定する。

$$\boxed{\text{利用定員} \leq \text{認可定員}}$$

③ 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合

- ⇒ 実際の利用者数及び今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。
(認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。)

④ 実際の利用者数が認可定員を超える場合

- ⇒ 認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

- ア) 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- イ) 連続する過去2年間、常に利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上で、上記の見直しが行われない場合、給付費を減算する。

⑤ 今後、新規施設・事業の設置や既存施設の別類型への移行等の際は、需給バランス等を考慮し、施設設置者や事業者と協議のうえ、利用定員を設定する。

5. 平成31年度 小規模保育事業者の認可及び利用定員について

施設名称	コスモチャイルド保育園 三田園				
設置場所	三田市すずかけ台2丁目3番地1(えるむプラザ2階)				
最寄駅	南ウッディタウン駅150m(徒歩2分)(駐車場完備)				
事業者	しんきエンジェルハート株式会社(姫路市西駅前町1番地)				
教育・保育における実績	小規模保育事業所(コスモチャイルド保育園)の運営(5市域8施設) 神戸市(2施設)、尼崎市(2施設)、西宮市(2施設)、明石市(1施設)、加古川市(1施設)				
施設の種別	小規模保育事業所(A型)				
開園予定日	平成31年4月1日				
認可定員	19人				
連携施設	認定こども園湊川短期大学附属北摂中央幼稚園				
	光の子保育園				
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
	—	—	17人	2人	19人

注1)「小規模保育事業所(A型)」とは、保育を必要とする0～2歳児のこどもを対象とした施設であり、少人数(定員6～19人)であることから、きめ細やかな保育サービスの提供を特長としている。また、A型は保育従事者の全てが「保育士」により運営される保育施設です。

注2)「連携施設」とは、小規模保育事業所の卒園後に引き続き、教育・保育サービスを受けることができる施設。認定こども園、認可保育所、幼稚園がその役割を担っています。

参考条文

児童福祉法

(家庭的保育事業等)

第34条の15

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
 - (2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。
 - (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ～チ (略)
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル (略)
- ④ 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。(略)
- ⑥～⑦ (略)